



平成 29 年 5 月 15 日

各位

会社名：大日精化工業株式会社
代表者名：代表取締役社長 高橋弘二
(コード番号 4116 東証第 1 部)
問合せ先：代表取締役専務 推進機構総括 中村 一男
TEL 03-3662-7111

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 114 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	93,065,554 株
株式併合により減少する株式数	74,452,444 株
株式併合後の発行済株式総数	18,613,110 株

※ 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,860名 (100.00%)	93,065,554株 (100.00%)
5株未満	153名 (3.96%)	181株 (0.00%)
5株以上	3,707名 (96.03%)	93,065,373株 (99.99%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を減少させます。

変更前の発行可能株式総数	250,000,000株
変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)	50,000,000株

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式併合と単元株式数の変更に伴い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更いたします。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億5千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
<新設>	<u>附則</u> <u>第6条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとし、本附則は効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月15日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(ご参考)

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか？

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

ご所有株式数及び議決権数は、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日の前後で、具体的には以下のとおり増減します。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
②	1,200株	1個	240株	2個	なし
③	363株	なし	72株	なし	0.6株
④	3株	なし	なし	なし	0.6株

- ・①、②に該当する株主様は、特段のお手続きは不要です。
- ・③、④に発生する端数株式の取扱いにつきましては、Q 5をご参照願います。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（④）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位は失われます。

Q 5. 併合後の1株に満たない端数株式はどうなりますか。

会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。当社よりお支払いする金額及びお手続きについては、平成29年12月までにご案内することを予定しております。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1になりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1になりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年6月29日 定時株主総会日

平成29年9月26日 現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日 売買単位が1,000株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成29年10月1日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q5に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) 受付時間 平日 9:00~17:00

以上